

# 第五十一回 参議院商工委員会議録 第二号

昭和四十年十二月二十五日(土曜日)  
午前十一時五十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 豊田 雅孝君  
理 事 岸田 幸雄君  
鈴木 亨弘君  
近藤 信一君

委員 井川 伊平君  
大谷藤之助君  
斎藤 昇君  
宮崎 正雄君  
柳田桃太郎君  
吉武 矢追 秀彦君  
向井 長年君

政府委員 通産省政務次官 小田橋貞壽君  
中小企業庁長官 山本 重信君  
中小企業庁次長 影山 御司君  
事務局側 常任委員会専門員 堀本 宜実君

本日の会議に付した案件

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案  
(内閣送付、予備審査)

○中小企業信用保険臨時措置法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから商工委員会を開会いたします。まず、理事会において協議いたしました事項に

つきまして御報告をいたします。  
昨日に引き続き、中小企業関係二法案の審査を行なうことといたしましたので御了承願いたいと存じます。

○委員長(豊田雅孝君) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険臨時措置法案、以上予備審査の両案を一括して議題といたします。

昨日、提案理由の説明を聴取いたしておりますので、本日は、まず両案の補足説明を聴取いたしたいと存じます。

○政府委員(山本重信君) 今回の不況が中小企業に対しまして深刻な影響を与えておりますので、政府としましては、その対策といたしまして、一方において需要の喚起策等を実施しておるのでござりますけれども、これと並行いたしまして、中小企業に対する金融措置に万全を期するため各般の措置をとつておる次第でございます。特に年末も控えておりますので、政府関係の中小企業金融機関に対しましては金利の引き下げ、下期の貸し出し規模の拡大等をいたしました。同時に民間の金融機関に対しましても、中小企業向けの貸し出しの促進を要請しておるのでございます。その際も重要な問題点といたしまして、担保力の乏しい中小企業者の信用をいかにして補完するかといふことでございます。そのため今回二法案の御審議をお願いいたしまして、この法律改正及び臨時措置法によりまして信用保証、信用保険の制度の拡充をいたして、これによりまして当面の不況克服の一助といたしたい、こういう趣旨でござります。ごく簡単に内容について補足説明を申し上げます。

まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案要綱におきましては、特別小口保険、いわゆる無担保、無保証の保険の限度額を現在の三十万円に

から五十万円に引き上げることといたしております。でございますが、これは先般来、この金額をさらに行なうことといたしましたので御了承願いたいと存じます。

○委員長(豊田雅孝君) それで、この場合もリスクが相当高い点にかんますが、こちらのほうは、特に当面の不況対策という感覚が強いのでございまして、ただいま御配付申し上げてあると思いますが、その法案要綱について簡単に申し上げますと、その第二ページに第三というのがあります、現在ございます第一種保険のてん補率をこの臨時措置法の施行期間、現在の七〇%を八〇%に引き上げるというのが第一点でございます。

第二点は、無担保保険の新設でございまして、今までの特別小口は、無担保、無保証人の制度で金額が三十万円、今度五十万円にするというものであります。今度の無担保保険は、担保を出さない、しかし保証人は要すれば出すという制度でございまして、限度をそのかわり二百万円といふたしておるのでございます。てん補率は八〇%、激甚災害並みに高めでありまして、特に現在の不況下におきまして、中小企業、小規模企業にとっておける次第でございます。

第三は、倒産関連保証の特例でございます。遺憾ながら、最近も倒産件数は高水平で推移いたしておりますが、大企業が倒産いたしますと、それに関連した中小企業が、自分の責任でなくあおりを食つて倒産のうき目にあうおそれが多いのです。ございまして、そうした場合に、関連中小企業に対して倒産が波及しないように、それを防ぐというものが今回のこの保証の趣旨でございまして、これがその限度は、俗にマージャンの例で申し上げますと、この指定を受けて適用になりますと、一ファンつ、第一種保険で從来百万円の保証を受け

でございますけれども、政府自体としての調査といふものはそういうことがあまりなされていないようでございますが、最近一ヵ年間の企業倒産の変動といいますか、そういうものがもしおわかりでございましたならば、企業規模別にこの資料をひとつ提出していただきたい。さらに業種別的にもこれを願いしたいと思います。

第二の点は、特別小口保険制度の実績でござりますが、これは過日も質問いたしましたときの御答弁からいきますると、あまり成績がよくないと云つただらうといふことが予想されるわけありますが、そういうことをひとつこの制度を開始されまして以来の月別実績といいますか、そういうふうなものをしていただきたい。

第三の点は、二法案を実施すると、どのくらい金融が緩和するか、その見込みでございます。それは特別小口が三十万円の限度額から五十万円までに拡大されるわけでございます。これに伴うところの融資額がどのぐらい増加するものであるか、その見込んでおられる額。それから臨時措置法のほうでは、無担保保険や倒産との関連事業者に対する保険も実施すると、その関係で保証融資がどのくらいになると考えておられるのか。その見込みがあると思うのですが、あなたのはうでは一応目標をつけてやっておられることがだと思いまするから、そういう点についてひとつお示しが願いたい。

いし六百億、相当大きな金額を見込んでおりま  
す。それから倒産関連保証でござりますが、これ  
は今後の倒産の発生状況いかんによる点もござい  
まして、見込みはむづかしいのであります。それとさう  
一つは、この倒産関連保証は、独立した  
制度というよりは、マージャンでいうイーファン  
つくという仕組みでございまして、その結果とし  
て、現在ございます特別小口とか、第一種保険、  
第二種保険、新たにできます無担保保険、こうい  
うものが限度がふえるというかつこうであらわれ  
てまいりますので、統計上はそれぞれの種別に分  
れてしまします。そういう点からも利用見込み額  
ははつきり申し上げかねますが、それぞれの保険  
の種類に応じまして今後相当ふえてくるというふ  
うに考えております。

たように、十二月十七日というのはいかにも中途  
はんばな日であるから、十二月一日にさかのばら  
せるようには、その修正が三党の共同修正動議で提  
出されまして、先刻衆議院の商工委員会のほうで  
採決になつた次第でございます。遡及することに  
なりますと、どういう結果が生ずるかと申します  
と、各県では年末対策として国の保険制度が新し  
くできるのを待つておれないというので、ばつば  
つ県独自の危険負担において無担保保証、あるいは  
それに準じたたとえば第二種保険の限度の引き上  
げ等をすでに実施いたしておるところがござい  
ます。そういう制度を県がつくりまして、現に保  
証業務をいたしておるわけでございますが、そうち  
いうものにつきましては、この法律が適用になり  
ますればさかのぼって適用になりますれば、かなり  
に今後それが事故になつた場合に、国の負担率が  
七〇%でなく八〇%になる、それだけ県の負担  
が軽減される、救われるという結果になるわけで  
ございます。また、第一種保険につきましても、  
同じように現在は七〇%でございますが、さかの  
ぼって八〇%になるということをございます。  
それから、なおこれに関連して一つ申し上げて  
おきたいのは、今度の法律の中の倒産関連でござ  
います。現に兵庫県で播磨鉄鋼の倒産が報じられ  
ております。倒産関連の場合には法律ができまし  
て、それに基づいてその企業を指定することによ  
つて、はじめてこの制度が動くのであります。  
これは県独自の判断ではどうにもならない制度に  
なつております。したがいまして、一日も早くこ  
の法律を通過させていただきまして、たとえば播  
磨鉄鋼のケースを倒産防止のケースとして指定を  
して、そうしてこの新しい制度が即刻利用できる  
ようにしていただければ、たいへんにしあわせだ  
と思う次第でござります。

臨時措置法の第二条の内容は、一つは第一号のほうの倒産企業についての規定でございまして、この制度を適用しますためには倒産企業を通産大臣が指定をする、その指定を受けた倒産企業に関連した中小企業が新しい信用保証の制度が活用できるような仕組みになっております。そこで、どういう範囲のものを通産大臣が倒産企業の指定をするかという基準でございます。そこに書いてありますように、「負債総額（金融機関からの借入金額を除く。）が十億円以上の企業の倒産であつて、関連中小企業者の経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるもの。」ということでございます。この負債金額につきましては、もともと激甚災害に類似した取り扱いをするということから、負債総額は若干高目に考えておるのでございます。この点につきましては、衆議院のほうでもいろいろ御議論がございまして、運用上十分に弹性性を持つてやるようという強い御要望をいただいておりまして、私たちもその考え方で運用いたしてまいりたいと思っております。

それから倒産企業が指定されますと、次にその関連中小企業というものが市町村長の認定によつてきまるわけでございます。市町村長の認定は、ここに書いてあります二つの要件のどれかに該当すれば認定ができることにしようと思ひます。一つが、倒産企業に対しても五十万円以上の売り掛け金債権等を有する、または取引依存度が二〇%以上であるということです。この点につきましても、運用はできるだけ前向きに広く活用でありますようにいたす。市町村長にはできるだけこの基準をよく徹底をさせておきまして、あまり詳しい実質審査をしないで、形式審査でどんどん認定ができるようにならたい、かように考えております。

それから、第二条の第二号は、事業活動の制限の規定でございまして、いわゆる生産調整、その結果による減産のおりを受けまして、中小企業が重大な困難に陥るという場合に、それに対する

保証をするということでございます。そこでどういう減産がこの対象になるかというのが(1)の「事業活動の制限の指定基準」でございまして、「過去一年間の生産実績に比べて、生産が六ヶ月以上の期間、一〇%以上減少するものと見込まれること」、たとえば、最近行なわれました鉄鋼の粗鋼減産というようなものがこの一つの例として考えられると思います。次に、そうした大企業間の生産調整、減産によりまして影響を受ける関連中小企業者であります、が過去一年間の実績に比べて、相当数のものの受注量が二〇%以上減少するものと見込まれるというのが、この事業活動の制限の指定基準でございます。そして、関連中小企業の認定はやはり市町村長がいたすわけであります、が、その場合に、その減産をする大企業との取引依存度が二〇%以上、かつ、その企業に対する取引量が過去一年間の実績に比べて二〇%以上減少するということを条件にいたしておる次第でございます。

それから次に、二法案の関係の施行令及び施行規則の案でございますが、要綱を配付申し上げてあります。縦書きのほうでありますと、一つは、「中小企業信用保険臨時措置法施行令案要綱」でございます。内容は、第一が「無担保保険の保険料率」、それから第二が、「倒産賠償保証に係る各種保険の保険料率」でございます。内容はこれに書いてあるとおりでございます。

それから次が「中小企業信用保険臨時措置法施行規則案要綱」でありますと、これは倒産企業に対して因連中小企業が持つておる債権であります、が、普通売り掛け金債権でありますけれども、そのほかに前渡金等もありますので、それを規定しておるものでございます。

それから第七点でございますが、無担保保険の場合の保証人の資格でございます。先ほどの資料の最後に6として書いてございますが、保証人の資格については何らの制限はございません。したがって、いわゆる身内保証人等でも差しつかえないと、いうことにいたしております。この点につき

ましては、各信用保証協会に対しましても、今回の新しい制度の趣旨をよく理解していただいて、極力積極的、弾力的な運用をしてもらうように指導する考えであります。以上であります。

○近藤信一君　ただいま、内容については詳しく述明を願いましたので、いずれ私は後日あらためてこの資料に基づいて御質問を申し上げたいと思います。

午後零時三十分散会